

改正

平成二四年 九月二一日規則第六二号

平成二八年 三月二九日規則第四〇号

令和 六年一〇月一八日規則第六六号

令和 八年 三月三一日規則第三九号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則

(特定地域)

第一条 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号。以下「条例」という。）

第二条第一項の規則で定める地域は、別表に定める市町村の区域とする。

第二条 削除

(貸与の対象者)

第三条 条例第三条第一項第一号ハの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 貸与の申請の時に貸与を受けようとする者の親又は未成年後見人である親族が県内に住所を有する者
- 二 県内の中等教育学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者
- 三 県内の特別支援学校の高等部を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者
- 四 県内の高等専門学校の第三学年の課程を修了する見込みであると認められる者又は修了した者
- 五 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五条第三号の規定により文部科学大臣が指定した県内の専修学校の高等課程を同号の文部科学大臣が定める日以後に修了する見込みであると認められる者又は修了した者

(申請手続)

第四条 条例の規定により奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立て、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 様式第一号の埼玉県医師育成奨学金貸与申請書
- 二 様式第二号の誓約書

(連帯保証人)

第五条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与等の決定)

第六条 知事は、第四条の書類の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、貸与すると決定したときは貸与する奨学金の額及び貸与期間を、貸与しないと決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第七条 条例第四条第一項の奨学金は、四半期ごとに三月分を交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第四条第二項の規定により貸与する奨学金は、一括して交付する。

(辞退等の届出)

第八条 奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。
- 二 同種の奨学金の貸与を受けたとき。
- 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 四 大学に復学し、又は停学の期間が満了したとき。
- 五 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 六 同一の学年の課程を再度履修することとなったとき。

(交付停止期間等)

第九条 条例第六条の規定による奨学金の交付の停止の期間は、停止の原因となった理由（以下この条において「交付停止理由」という。）が発生した日の属する月の翌月から交付停止理由が消滅した日の属する月までの間（次項及び次条において「交付停止期間」という。）とする。

2 交付停止期間に係る奨学金が交付されているときは、当該奨学金の交付を受けている者は当該奨学金を返還しなければならない。ただし、知事が当該奨学金を交付停止理由が消滅した日の属する月の翌月以降に交付すべき奨学金に充てるものと決定したときは、この限りでない。

(奨学金の利息)

第九条の二 条例第四条の二第一項本文の規則で定める期間は、交付停止期間とする。

2 条例第四条の二第一項ただし書の規則で定める奨学金は、前条第二項本文の規定により返還する奨学金とする。

(返還等の方法)

第十条 貸与を受けた奨学金は、当該奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、奨学金の返還等の債務を一時に履行しなければならない。

一 条例第六条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

二 医師免許を得た後直ちに条例第八条第一号又は第二号に規定する勤務をしなかったとき（条例第八条第三号又は第六号の規定により奨学金の返還等の債務の履行を猶予されている場合を除く。）。

三 条例第八条第三号、第四号又は第六号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けた者が、当該履行猶予を受けた期間に引き続いて条例第八条第一号又は第二号に規定する勤務をしなかったとき。

四 条例第八条第五号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けた者が、大学を卒業する日の属する年度の翌年度に実施される医師国家試験に合格しなかったとき。

五 条例第九条の規定による奨学金の返還等の債務の免除を受ける前に、条例第八条第一号又は第二号に規定する勤務をしなくなったとき（条例第八条第三号、第四号又は第六号の規定により奨学金の返還等の債務の履行を猶予されている場合を除く。）。

六 条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかになったとき。

（返還等の債務の裁量免除額等）

第十一条 条例第十条の規定により免除することができる奨学金の返還等の債務の額は、条例第八条第一号に規定する勤務の期間と同条第二号に規定する勤務の期間とを合計した期間（知事が、奨学金の貸与を受けた者が条例第九条各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認めるときは、同条各号に規定する奨学金の返還等の債務を免除するために必要な勤務を行ったと認められない期間を除く。）を特定期間で除して得た数値（この数値に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を奨学金の返還等の債務の額（履行期が到来していない部分に限る。）に乗じて得た額とする。

2 前項に規定する勤務の期間の計算については、月を単位とするものとし、一月に満たない期間は、これを切り捨てる。

（返還等の債務の履行猶予又は免除の申請）

第十二条 条例第八条、第九条又は第十条の規定により、奨学金の返還等の債務の履行の猶予又は免除を受けようとする者は、様式第三号の埼玉県医師育成奨学金返還等猶予（免除）申請書に当該履行の猶予又は免除を受けようとする理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない

い。

2 知事は、前項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査の上、可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(在学届)

第十三条 奨学金の交付を受けている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、様式第四号の在学届に在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(卒業届)

第十四条 奨学金の貸与を受けた者が当該奨学金の貸与に係る大学の医学を履修する課程を修了し、大学を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届に卒業証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(臨床研修受講開始届等)

第十五条 奨学金の貸与を受けた者が医師免許を得た後、臨床研修の受講を開始し、又は修了したときは、速やかに様式第六号の臨床研修受講開始(修了)届を知事に提出しなければならない。

(勤務届)

第十六条 奨学金の貸与を受けた者が、条例第八条第一号又は第二号に規定する勤務(臨床研修又は専門研修を受講している場合を除く。)をしたときは、速やかに様式第七号の勤務届を知事に提出しなければならない。

(専門研修受講開始届等)

第十七条 奨学金の貸与を受けた者が専門研修の受講を開始し、又は修了したときは、速やかに様式第八号の専門研修受講開始(修了)届を知事に提出しなければならない。

(異動届)

第十八条 奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名に変更があったとき。

二 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

三 受講している臨床研修又は専門研修について、その受講を辞退し、若しくは中断しようとするとき、又は当該臨床研修又は専門研修を実施する病院から受講の承認を取り消され、若しくは中断を命ぜられたとき。

四 第十六条の規定により届け出た事項(この号の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったとき。

五 条例第八条第五号又は第六号の規定による奨学金の返還等の債務の履行猶予を受けている場合において、当該履行猶予を受けることとなった理由が消滅したとき。

(報告の要求)

第十九条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、奨学金の交付を受けている者又は貸与を受けた者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二十一日規則第六十二号)

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日規則第四十号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年十月十八日規則第六十六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この規則の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けようとする者は、同日前においても第二条の規定による改正後の様式第一号及び様式第二号の用紙を使用することができる。

附 則 (令和八年三月三十一日規則第三十九号)

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県医師育成奨学金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第一条関係)

熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町及びときがわ町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町、大里郡寄居町、南

埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町